

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十二日

広島県知事 藤田雄山

広島県条例第五十号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年広島県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表広島県呉警察署の項中「広島県広警察署及び広島県木江警察署」を「及び広島県広警察署」に改め、同表広島県竹原警察署の項中「竹原市一円」を「竹原市一円 豊田郡一円」に改め、同表広島県広警察署の項中「安浦町内海南一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目」の下に「豊浜町、豊町」を加え、同表広島県木江警察署の項を削り、同表の備考二中「平成二十年四月一日」を「平成二十年十一月一日」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。